

愛知県調査業協会会則



第1章 総則

(目的)

第1条 愛知県調査業協会（以下「本会」という。）は、調査業の業務の適正な運営を確保して、調査業の健全な発展を図り、もって愛知県民の生命、身元及び財産の保護並びに公共の安全と秩序の維持に寄与し、根幹は治安産業であることを目的とする。

(事務所)

第2条

- 1 本会の主たる事務所は、名古屋市に置く。
- 2 本会は、総会の議決を経て、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(事業)

第3条 本会は第一条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 正会員の行う調査業に対する指導及び連絡
- (2) 正会員及びその従業員（下請業者含）に対する教育訓練
- (3) 調査業者に対する研修会等の開催
- (4) 調査業に関する広告及び宣伝の自主規制
- (5) 調査業に関する苦情及び相談の処理
- (6) 官公庁等の行う防犯活動、暴力排除、人権活動、部落差別の根絶活動等に対する協力
- (7) 調査業に関する調査、研究及び統計
- (8) 調査業に関する広報及び出版物の刊行
- (9) 調査業に関する出版物、物品の斡旋及び頒布
- (10) 調査業者及び調査員の福利、厚生及び親睦
- (11) 前各号にあげるもののほか、第1条の目的を達成するため必要な事業

第2章 会員

(会員)

第4条 本会の会員は、次の二種類とする。

- 1 正会員・・・愛知県において営業所を設けて調査業を営む業者（個人であると法人であるとを問わず、又支社、支店、出張所等の事業所を含む）で第1条の目的に賛同して入会したもの。
- 2 賛助会員・・・本会の事業に賛助する個人又は団体で本会に入会したもの。

(入会)

第5条

- 1 会員になろうとする者は、正会員一名以上の推薦を得て入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。
- 2 理事会は入会申込者が次の各号いづれかに該当していると認めるときは、前項の承諾をしてはならない。
 - (1) 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ないもの
 - (2) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して三

年を経過しない者

- (3) 最近三年間に、調査業の業務に関し、法令に違反する行為で、調査業の業務の実施の適正を著しく害するおそれがあると認められる者
- (4) 集団的に、又は常習的に暴力的不正行為を行うおそれがあると認められる者
- (5) 精神病患者又はアルコール、麻薬、大麻、阿片若しくは覚せい剤の中毒者であると認められる者
- (6) 第8条第一項の規定により除名され、当該除名の日から二年を経過しない者
- (7) 法人で役員のうちの前各号のいずれかに該当するものがある者

(会費)

第6条

- 1 前条第一項の承諾を得た者は、総会の定めるところにより会費を納めなければならない。
- 2 会員は、会費を納めなければならない。
- 3 入会金及び会費の額は、総会において定める。
- 4 本会の運営上特に必要がある場合においては、総会の議決を経て、会員から臨時に運営費を徴収することができる。

(退会)

第7条

- 1 会員は、退会しようとするときは、あらかじめ会長に退会届書を提出しなければならない。
- 2 会員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、前記の手続きを要せず、当然退会する。
 - (1) 本人が死亡し、又は解散したとき。
 - (2) 第4条に規定する会員の資格を喪失したとき。
 - (3) 会費未納が十二ヶ月以上に亘り、かつ協会活動の意思が見られないとき。

(除名)

第8条

- 1 会員が次の各項のいずれかに該当するときは、総会において出席した正会員の三分の二以上の議決により、これを除名することができる。
 - (1) 本会の名誉を著しく毀損し、又は信用を失わせるような非行があったとき。
 - (2) 偽りその他不正の手段により第5条第一項の承諾を受けた事が判明したとき。
 - (3) 第5条第二項各号に掲げる者のいずれかに該当している事が判明したとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該会員（当該会員が団体である場合にあっては、その代表者。以下この項において同じ。）に対し、あらかじめその理由を通知して、総会において、弁明の機会を与えなければならない。ただし、当該会員の所在が不明のため、通知することができないときは、この限りではない。

(提出金の不返還等)

第9条

- 1 退会し、又は除名された者が退会し、又は除名される前に本会に納入した入会金その他の提出金品は、返還しない。
- 2 退会し、又は除名された者であっても、在会中の義務を履行しなければならない。退会し、又は除名された者は、本会から授与された会員証書、貸与品等は返還しなければならない。

第3章 役員等

(役員)

第10条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長一名
- (2) 副会長二名以内
- (3) 専務理事一名
- (4) 理事十名以内(会長及び副会長並びに専務理事を含む)
- (5) 監事二名以内

(選任)

第11条

- 1 理事及び監事は、総会において選任する。
- 2 会長及び副会長及び専務理事は、理事の互選による。
- 3 理事会及び監事は、相互に兼ねることができない。

(職務)

第12条

- 1 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長があらかじめ定めた順位に従い、会長に事故があるときその職務を代行し、会長がかけたときは、その職務を行う。
- 3 専務理事は会長及び副会長を補佐して、本会の常務を総括し、会長及び副会長に事故があるときは、その職務を代行し、会長及び副会長がかけたときは、その職務を行う。
- 4 理事は、理事会を組織し、会務の執行の決定に参画する。
- 5 監事は、次の掲げる職務を行う。
 - (1) 本会の財産の状況を監査すること。
 - (2) 会務の業務執行の状況を監査すること。
 - (3) 本会の財産の状況又は会務の業務執行の状況に不正の疑いがあるときは、これを総会又は理事会に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会又は理事会の招集を請求すること。

(任期)

第13条

- 1 役員任期は、二年とする。ただし、補欠又は増員による役員任期は、前任者又は現任者の残任期間と同一とする。
- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、辞任し、又はその任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでの間は、従前の職務を行わなければならない。

(解任)

第14条

- 1 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において、出席した正会員の三分の二以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員にふさわしくない行為があったとき。
- 2 第8条第二項の規定は、前項の規定により役員を解任する場合に準用する。

(顧問)

第15条

- 1 本会に、最高顧問一名を置くことができる。
- 2 最高顧問は、学識経験者の中から理事会の推薦を経て、会長が委嘱する。
- 3 最高顧問は、会長の諮問に応じて意見を述べ、又は会議に出席して意見を述べ且つ、議決権を有することができる。

(報酬等)

第16条

- 1 役員及び顧問は、無報酬とする。ただし、常勤の理事には、報酬を支給することができる。
- 2 役員及び顧問にはその職務を行うに要する旅費を支弁する事ができる。
- 3 第一項の報酬の至急及び第二項の費用の支弁に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が定める。

第4章 会議

(種別)

第17条

- 1 本会の会議は、総会及び理事会とする。
- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

第18条

- 1 総会は、正会員をもって構成する。
- 2 理事会は、理事を持って構成する。

(権能)

第19条

- 1 総会は、この会則に定めがあるもののほか、次の事項を議決する。
 - (1) 事業計画及び収支予算の決定
 - (2) 事業報告及び収支決算の承認
 - (3) その他本会の運営に関する重要な事項
- 2 理事会は、この会則に定めがあるもののほか、次の事項を議決する。
 - (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (2) 総会に付議すべき事項
 - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第20条

- 1 通常総会は毎年一回、開催する。
- 2 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めるとき。
- (2) 監事から連名をもって会議の目的たる事項を示して会長に対して請求があったとき。
- (3) 正会員の五分の一以上から会議の目的たる事項を示して会長に対して請求があったとき。

3 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めるとき。
- (2) 理事の三分の一以上から会議の目的たる事項を示して会長に対して請求があったとき。
- (3) 監事から会議の目的たる事項を示して会長に対して請求があったとき。

(招集)

第21条

- 1 会議は、会長が招集する。
- 2 会長は前条第二項第二号及び第三号並びに同条第三項第二号及び第三号の規定による請求があったときは、当該請求の日から10日以内(総会にあっては、一ヶ月以内)に、当該会議を開催しなければならない。
- 3 会議を招集するには、会議を構成する者に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開催の日の五日前(総会にあっては、七日前)までに文書をもって通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合における理事会については、この限りではない。

(議長)

第22条

- 1 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選任する。
- 2 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第23条 会議は、これを構成する者の過半数の出席がなければ開会することが出来ない。

(議決)

第24条 会議の議事は、この会則に特別の定めがある場合を除き、出席した正会員又は理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第25条 やむを得ない事由のため、会議に出席できない正会員又は理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員若しくは理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、書面表決者又は表決委任者は、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第26条

- 1 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 会議の日時及び場所
 - (2) 正会員又は理事の現在数
 - (3) 会議に出席した正会員の数、又は理事の氏名。(書面表決者及び表決委任者を含む。)
 - (4) 議事の経過及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項。

- 2 議事録には、議長及び出席した正会員又は理事の中からその会議において選出された議事録署名人二名以上が、署名押印しなければならない。

第5章 専門委員会

(専門委員会)

第27条

- 1 会長は本会の事業の円滑な運営を図るため必要があると認めるときは、理事会の議決を経て、会長の諮問機関として専門委員会を置くことができる。
- 2 専門委員会の組織及び運営に関する事項は、理事会の議決を経て、会長が定める。

第6章 事務局

(事務局)

第28条

- 1 本会に事務局を置く。
- 2 事務局に本会の事務を処理するため、若干の職員を置くことができる。
- 3 職員は会長が任免する。
- 4 前三項に定めるもののほか、事務局について必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が定める。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第29条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当期の財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産管理)

第30条 本会の資産は、総会において定める方法により、会長が管理する。

(事業年度)

第31条 本会の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日におわる。

(事業計画及び収支予算)

第32条 会長は、毎事業年度開始前までに、事業計画及びこれに伴う収支予算を作成し、総会の議決を経なければならない。事業計画及び収支予算を変更しようとするときも、同様とする。

(暫定予算)

第33条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事由により、予算が成立しないときは、会長は、成立の日

まで前年度の予算により収入支出することができる。

（事業報告及び収支決算）

第33条 会長は、毎事業年度終了後三月以内に、事業報告書及びこれに伴う収支決算書、貸借対照表及び財産目録を作成し、監事の監査を経た上、総会の議決を経なければならない。

（長期借入金等）

第35条

- 1 資金の借入れ（その事業年度内の収入をもって償還するものを除く。）を、しようとするときは、総会において正会員の三分の二以上の同意を得なければならない。
- 2 前項の規定は、新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なもの（収支予算で定めるものを除く）をしようとするときに準用する。

第8章 会則の変更及び解散

（会則の変更）

第36条 この会則は、総会において正会員の三分の二以上の同意を得なければ、変更することができない。

（解散）

第37条 本会は、総会において正会員の四分之三以上の同意を得たときに解散する。

（残余財産の処分）

第38条 本会が解散時に有する残余財産は、総会において正会員の四分之三以上の同意を得て、本会と類似の目的を持つ団体に寄付するものとする。

第9章 細則

（細則）

第39条 この会則に定めるもののほか、本会の義務を執行するため必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が定める。

付則

第一 入会申込書 会則第5条第一項による入会申込書は、所定の添付書類を付して二通提出するものとする。

第二 会費 会則第6条第二項による会費は次の通りとする。

会費は、月額2,000円とする。